

令和2年第6回江北町議会（定例会）会議録						
招 集 年 月 日	令和2年12月11日					
招 集 場 所	江 北 町 議 場					
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議 散 会	令 和 2 年 12 月 15 日 午 前 9 時 00 分 令 和 2 年 12 月 15 日 午 前 10 時 17 分				議 長 西 原 好 文
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
出席 9名 欠席 1名	1	石 津 圭 太	○	6	三 苫 紀 美 子	○
○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	2	江 頭 義 彦	×	7	池 田 和 幸	○
	3	金 丸 祐 樹	○	8	吉 岡 隆 幸	○
	4	井 上 敏 文	○	9	湊 上 正 昭	○
	5	坂 井 正 隆	○	10	西 原 好 文	○
会議録署名議員	5 番	坂 井 正 隆	6 番	三 苫 紀 美 子	7 番	池 田 和 幸
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔	○	産 業 課 長	一ノ瀬 和 義	○
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	建 設 課 長	武 富 和 隆	○
	教 育 長	吉 田 功	○	環 境 課 長	武 富 元	○
	総 務 課 長	山 中 晴 巳	○	会 計 室 長	山 崎 久 年	○
	政 策 課 長	田 中 盛 方	○	農 業 委 員 会 事 務 局 長	納 富 智 浩	○
	町 民 課 長	溝 口 進 洋	○	こ ども 教 育 課 長	百 武 一 治	○
	福 祉 課 長	松 尾 徳 子	○	幼 児 教 育 セ ン タ ー 所 長	西 村 真 由 美	○
職 務 の た め 議 場 に 出 席 した者の職氏名	議 会 事 務 局 長	平 川 智 敏				
	書 記	百 武 久 美 子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

# 議 事 日 程 表

## ▽令和2年12月11日

- 日程第1 議案第59号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第60号 江北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第61号 江北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第62号 江北町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第63号 白木パノラマ孔園の指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第64号 佐賀のへそ・ふれあい交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第65号 令和2年度江北町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第8 議案第66号 令和2年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第67号 令和2年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第68号 令和2年度江北町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第69号 令和2年度江北町一般会計補正予算（第11号）

---

### 午前9時 開議

#### ○西原好文議長

ただいまの出席議員は9名で議員定数の半数に達しております。よって、令和2年第6回江北町議会定例会会期5日目は成立しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会期日程により、本日は総括審議、委員会付託となっておりますが、ただいま議案第69号が提出されました。この際、これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

#### ○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第69号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案第69号を上程します。

職員をして議案を朗読させます。平川局長。

○議会事務局長（平川智敏）

（朗読省略）

○西原好文議長

朗読が終わりましたので、議案第69号の提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

皆さんおはようございます。提案理由の説明の前に2点御報告をいたしたいと思います。

まず1点目ですけれども、昨日、夕方のサガテレビの番組かちかちP r e s s ですかね、そちらで先般開催をされましたみんなの公園のイルミネーション点灯式、その飾りつけの手伝いをT A S K U L というんですかね、それで取り上げていただいて、昨日御紹介をされておりました。夏は町内では花火が上がったわけですけれども、冬はイルミネーションということで、町民の皆さんの心にも光がともればなという思いで昨日のテレビを見ていたところでありました。

それと、もう一点は、本日から年末年始に向けました交通安全運動のパレードということで、先ほど関係者の皆様に早朝から、しかも寒い中に出発式に御出席をいただき現在パレードを行っていただいているところであります。その中でも、警察のほうからも報告がありましたけれども、新型コロナの影響もあると思いますが、今年は大分事故が少ないということではありました。ただ、きょうも大変冷えておりますけれども、どうしてもこういう寒いときにはなかなか運転が緩慢になりがちでありますし、年末年始は人の動きがいつもと違う時期でもあります。ぜひこの年の暮れ、また、年明けは江北町事故ゼロで過ごしたいなというふうに思っておりますので、関係者の皆様、また、議員の皆様方にも御協力のほうよろしくお願いをいたしたいと思います。

それでは、本日追加提案をいたしました議案について御説明を申し上げます。

今回追加提案をいたしました議案第69号 令和2年度江北町一般会計補正予算（第11号）について御説明を申し上げます。

今回の補正額は350万円を増額し、歳入歳出予算総額を70億5,347万5千円とするものであります。

補正予算の内容は、令和2年度コミュニティ助成事業の追加募集に申請をしておりました

門前区及び岳区のコミュニティー活動の備品整備につきまして、去る12月8日付で急遽助成決定を受けたものですから、江北町コミュニティー助成事業に係る経費について追加補正をお願いするものでございます。

なお、補正予算の財源といたしましては、一般財団法人自治総合センターからの助成金であります。門前区、岳区、それぞれのコミュニティー活動事業費の内容については、お手元の資料のとおりであります。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

#### ○西原好文議長

町長からの提案理由の説明が終わりましたので、議事日程により逐次議案の審議に入ります。

#### 日程第1 議案第59号

#### ○西原好文議長

日程第1. 議案第59号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑のある方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

#### ○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### ○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第59号は常任委員会に付託することに決しました。

#### 日程第2 議案第60号

#### ○西原好文議長

議案第60号 江北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。7番池田君。

#### ○池田和幸議員

おはようございます。1点だけ確認で質問したいと思います。

この件について延滞金という形で名前が上がっていますが、うちの場合、後期高齢に関しては以前、福祉課のほうから未収はないというふうに伺っていますけれども、うちに関してはこの延滞者はいらっしゃらないわけですかね、確認です。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。松尾福祉課長。

○福祉課長（松尾徳子）

池田議員の御質問にお答えいたします。

延滞金の話ですが、後期高齢の収納率が令和元年度になりますが、現年度分につきましては、100%徴収をしております。平成30年度においても100%ということで、現在のところはこちらの延滞金というのは発生をしていないということです。（「了解です」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第60号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第3 議案第61号

○西原好文議長

日程第3．議案第61号 江北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。7番池田君。

○池田和幸議員

これは議員の説明会で一応説明は受けたんですけど、もう一度ちょっと聞きたいと思いま

して、100円から300円に値上げになったことにより収益とか、それから支出、その辺をもう一回説明をいただいてよろしいでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。武富環境課長。

○環境課長（武富 元）

おはようございます。私のほうから御説明を申し上げます。

今回の改正は、粗大ごみシール、現行は100円でございますけれども、それを300円と、200円の値上げとするものであります。

内容につきましては、この改正に当たった理由については大きく2つございまして、まず1つ目が粗大ごみの量の増加でございます。10年前の平成21年につきましては、粗大ごみの量は52トンでございましたけれども、昨年、平成元年度につきましては、元年度は災害がありましたけど、災害ごみを引いても粗大ごみの量が108トンということで、約2倍に増えております。そのことで昨年の委託料と処分費を合計しますと600万円ほど粗大ごみの処分にかかっております。昨年の粗大ごみシールが8,000枚販売をしております。600万円に自己負担が8,000枚ですので、1枚100円としますと80万円の金が入っておりますけれども、例えば、その600万円を8,000枚のシールだけで負担するとすれば、1枚当たり750円で販売しなければいけないという金額になるわけでございます。今のところ、その750円のうち100円が自己負担で650円につきましては町の負担というふうになっているところでございます。

もう一つが、町外からの持ち込みの発生でございます。これにつきましては、県内のほとんどの市町につきましては、粗大ごみのシールが300円から500円に設定をされておりますが、我が町におきましては100円ということでしてございましたら、町外から粗大ごみの持ち込みがあるということで町民の方から通報が数件ございました。確かに粗大ごみの量は先ほど言いましたように、この10年で2倍に伸びております。増えた分について全てが町外からとは言いませんけれども、シールの値段については均衡を図る必要があるというふうに考えております。また、300円とすることで容易に粗大ごみを処分するのではなく、ごみの減量化やリサイクルの意識を高めていただければというふうに考えているところでございます。

以上です。

○西原好文議長

池田君。

**○池田和幸議員**

説明ありがとうございました。あと一つ、これからの課題というか、検討されると思いますけれども、例会のほうでその方法ですね、例えば、シールの発行の仕方とか、そういうのはいつ頃議員のほうにお知らせできるのでしょうか。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。武富環境課長。

**○環境課長（武富 元）**

シールの販売ということでございますか。（「すみません、追加」と呼ぶ者あり）

**○西原好文議長**

池田君。

**○池田和幸議員**

すみません、ちょっと足りなかったと思います。いや、例会のほうで言われたのは、コンビニとかで簡単に買えるというふうな話もされていたので、その辺の、例えば、通し番号じゃないですけど、何かたんすとか、品目をつけるとかという話をされていたので、その辺はいつ頃決定をされて我々のほうにお知らせしていただけるのかということで、4月1日からされるわけですからですね。

**○西原好文議長**

答弁を求めます。武富環境課長。

**○環境課長（武富 元）**

シールにつきましては、来年4月1日からするように計画はしております。シールにつきましては現在100円でしてございまして、区名と氏名だけを今書くようになってございまして、4月からのシールにつきましては300円で1枚というふうになります。そこに捨てた、例えば、たんすだったらたんすと書いてもらうというふうにしてございまして。議員のほうに連絡できるのは3月の議会あたりにはできるのではないかと、当初予算には上がってきますので、その辺りだとは思っております。

以上です。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

**○西原好文議長**

ほかに質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第61号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第4 議案第62号

○西原好文議長

日程第4. 議案第62号 江北町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第62号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第5 議案第63号

○西原好文議長

議案第63号 白木パノラマ孔園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第63号は常任委員会に付託することに決しました。

## 日程第6 議案第64号

議案第64号 佐賀のへそ・ふれあい交流センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

### ○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### ○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第64号は常任委員会に付託することに決しました。

## 日程第7 議案第65号

### ○西原好文議長

議案第65号 令和2年度江北町一般会計補正予算(第10号)を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。4番井上君。

### ○井上敏文議員

防災アプリ整備事業ということで事項別明細29ページにありますが、この説明が事業説明の中の1ページに書いてあります。この説明書によって質問をしていきたいと思います。

防災アプリ整備事業は、今のMCA無線をデジタル防災無線に切り替えるということで、これは先般の議会で承認をしておるわけですが、もう一つ追加としてデジタル防災無線に切り替えたときに、この文章からいけば、その課題として、文章の3行目、「問わず、戸別受信機から離れた位置で情報を受け取ることができない」と。そのためにこのアプリを開発してスマートフォンやタブレットあたりに発信をするというふうなことの整備事業だと思います。そのようなシステムを取られる中で、この文章の7行目の最後あたりですけど、「ただし、スマートフォンやタブレットを保有していない世帯もあることから、従来型の戸別受信機等を用いた防災行政無線も併せて整備を行う」と。だから、デジタル防災無線に切り替えるといってアプリを開発してスマートフォンに連絡するということですけど、持っていない家庭もいらっしゃるわけですね。それをまた戸別受信機を家庭に入れるということですかね。戸別受信機を新たに整備すると、この辺の意味がよく分からないんですけど、説明をお願い

したいと思います。

#### ○西原好文議長

ただいまの質問に答弁を求めます。山中総務課長。

#### ○総務課長（山中晴巳）

おはようございます。そしたら、井上議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず最初の、事業説明の中で、事業概要・補正を必要とする理由の中で、戸別受信機から離れた位置で情報を受け取ることができないことが挙げられたということですが、これについては、今現在、町内MCA無線、防災行政無線については、屋外のパンザマストからの放送、それと、自宅には戸別受信機での受信ということが2つがあります。それで、今現在、戸別受信機のほうは江北町内大体7割ぐらいの世帯が持っていらっしゃるわけですが、その戸別受信機についてはその部屋、例えば、居間とか台所に設置していただいていると思うんですけど、そこにいないとちょっと放送があったのが分からないということが挙げられます。ですので、ここに書いているのは、戸別受信機がある部屋にいないとその情報が自分のほうには来ないという意味で、また、外出等をしている場合については家にいないわけですので、戸別受信機からの情報の発信については、その方は得ることができないということで記載をしております。

それから、スマートフォンやタブレットを保有していない世帯もあることから、従来型の戸別受信機を用いた防災行政無線も併せて整備を行うという文言については、9月の補正で防災行政無線のデジタル化ということで、今現在、設計を行っている段階でありますけど、町の考え方としては、今あるのを戸別受信機じゃなくて屋外のパンザマストを利用した放送と、それから、戸別受信機も併せたところの整備をしたいというふうには考えているんですけど、将来的なことを考えて、今回、防災アプリでスマートフォンとかタブレットの端末をお持ちの方については、そちらのほうの個人に情報を送るということを併せて行いたいというふうに思っております。ですので、例えば、高齢者の方とか、そういったスマートフォンとか、タブレットをお持ちでない方については、従来どおりこういった戸別の受信機を配布して、そちらのほうで受信をしていただくということで、アプリの受信と戸別受信機でも受信ができるように、それはその世帯とか個人の方の希望に沿ってしていきたいというふうに思っております。

以上です。

**○西原好文議長**

井上君。

**○井上敏文議員**

今までのMCA無線の感覚からなかなか私も頭が切り替えられないんですけど、MCA無線に替わって戸別受信機を今度配布するということですよ。MCA無線の受信機に替わって戸別の受信機を各戸に配布するというふうなことじゃないですかね。じゃ、もう配布しなくてタブレット、いわゆるスマホで情報を取ってくださいと。そして、スマホで情報を取れない人は戸別受信機を配布しますよというふうなことですかね。

**○西原好文議長**

答弁を求めます。山中総務課長。

**○総務課長（山中晴巳）**

町のほうの考え方としては、基本的には屋外のトランペット、それから、そのアプリを利用したスマートフォンでの受信、それと、戸別受信機による受信と、3つの方法を考えております。ですので、希望を取りたいと思いますけど、一応スマートフォンとか、タブレットをお持ちの方も自宅のほうに必要であるということであれば、戸別受信機も。だから選択ということをお願いをしたいと。ですので、町から出す情報については、屋外のトランペット、それからスマートフォンにうちのほうから情報を入れる、それと、戸別受信機からも放送できるというふうに考えております。ですので、一応将来的にはアプリ、そういったスマートフォンが主流になってくるかとは思いますが、高齢者の方とか、単身の高齢者の方でスマートフォンをお持ちでない方については、こういった従来型の戸別受信機も配布をして、情報の発信をしていきたいというふうに考えております。

**○西原好文議長**

答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

担当課に答弁を任せようと思ったんですけど、ちょっと何かやり取りが少し迷走しかけているなと思ったものですから。今回防災アプリを入れることでこれまで配備をしていた戸別受信機をやめるわけではありませんよという意味だというふうに御理解いただければと思います。というのが、昔は古代の頃は、例えば集落があって、みんなに知らせるためには多分ホラガイを吹いたりとか、その前はおらんでみんなに知らせたり、場合によっちゃのろしを

上げたりとかというごたごたで、多分一定の集落とか組織に情報伝達をしていたんだと思います。それがだんだん鐘をたたくようになってきたりとかということの中で、現在、我が町も使っている、ああいうパンザマストを幾つか設置して、それで一斉に放送するというのが多分前の世代の情報伝達の仕方だったんだと思います。それがいろいろ情報や技術が進化して、そうではなくて戸別の「戸」というのは個人の「個」でもあるわけですが、1戸、戸建ての「戸」ですよ。要は住宅ごとに、家ごとにそれが放送できるようになったというのが、言ってみればちょっと今の世代なわけですよ。ただ、そうは言いながらも、パンザマストから一定の区域に広くお知らせをするというのも今併用をしているわけです。ところが、今後またさらに情報や技術が発達をして戸別の「戸」が家の「戸」じゃなくて、個人の「個」になって、スマートフォンやタブレットみたいなものを個人が持つようになったものから、そういう戸別というよりも個人別にも情報をこれからは発信をしていった方がいいんじゃないかということなんですよ。だからといって、ここにも書いておきますとおり、皆さんがスマホを持っているわけでもないし、いきなり戸別受信機をやめてスマートフォンのこれに切り替えますということをしているわけではなくて、せつかくそういういろいろ技術の進歩があるわけですから、これからはそれも使っていきたいということなので、今既に戸別受信機とか防災無線についてはデジタル化をしようとしています。当然、そのときにはまた戸別受信機を新しくお配りをするということになるわけですが、それを今しているわけですが、併せて今回アプリをスマートフォンで個人別に情報が発信できるようにしようとしているんですけど、これをやることによってこの戸別受信機をやめるわけではありませんよという意味だというふうに御理解をいただければと思います。

以上でございます。

#### ○西原好文議長

井上君。

#### ○井上敏文議員

だんだん頭の整理ができてきたような気がします。私は産業委員会に所属しておりますので、この場でよく聞いておかないと聞く機会がありませんので、あとまた、ほかの件に対してずっと聞くことがあります。町長さっき手を挙げられたのは何かあるんですかね。（発言する者あり）

すみません、長くなって申し訳ないんですが、整理しますと、その戸別受信機は希望すれ

ば配布しますよということであるわけですね。だから、希望すれば今までどおりということですよ。ただ、タブレット、スマホを持っていないですよという方には戸別受信機を貸与するというふうなことです。ただ、なかなか今までの防災無線の在り方からすれば、緊急放送、あるいは町の行事あたりは戸別受信機からの情報を聞き慣れておるものですから、欲しいという方が多いんじゃないかなと思うんですよ。その辺の予算措置もあると思うんです。

それともう一つ、そのアプリをスマホにダウンロードしとけば、町外におっても情報を得ることができる。だから、町外の人でもそのアプリをダウンロードすればできるということになるわけですかね。

#### ○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

今、井上議員の御指摘のとおりであります。ですから、スマホが最近普及したからスマホに全面切り替えをしますよなんてことは我が町はしません。さっき言ったように、パンザマストで流しながらも戸別受信機をしているように、これからはパンザマストも、戸別受信機も、さらにスマホでも情報が取れるようにしますよということでもありますから、当然そこは選択的であります。というのは、中には、いや、戸別受信機も特に新築された家なんかは何というか、格好が悪いということなのかよく分かりませんが、あんまいつけんという人もおったりしなさあわけですよ。ですから、そういう方であっても、やっぱり町の情報というのはしっかり取っていただきたいということがありますし、さっき言ったように、実際7割ぐらいなんです。特にやっぱり新興住宅地の方の普及率が低い。ただ、やっぱりそういう皆さん方にも情報を取っていただきたいということもありまして、この防災アプリについては茨城県の境町というところが実は活用されています。それで、直接調査に行かせていただいたんですけど、やっぱり最初、境町は、この際全部、防災行政無線のデジタル化に併せてアプリに切り替えようと、当初やっぱりされていたそうです。ところが、今議論が起きているように、全員がスマホを持ってあるわけではないものから、結局、戸別受信機とアプリという併用をしたということです。今おっしゃったように、聞き慣れておられる人が多いと思います。

ですから、そういう方たちは従来どおり戸別受信機を使っていたいただきたいというふうに思

うんですけど、ただ、せっかくこのアプリというのが、先ほど御指摘いただいたように、町外におられても、例えば、お一人住まいの高齢者が町内に住まれている、子供さんたちは町外に住んでおられるというような方も、アプリの登録をしていただければ、江北町にいるのと同じように実はそういう情報が取れますし、これはプッシュ式といたしまして、わざわざ見らなくてもいろんな町の情報が自動に鳴るんですよ。ですから、今ちょっと私も試みに境町のアプリを入れさせてもらっているんですけど、境町では今度新型コロナの感染拡大地域に指定されましたみたいなことが通知で入ってきたりするものですから、使っていただくとその便利さというか有用性といいたいまいしょうか、有効性も実感はしていただけるんだと思いますけど、ただ、さりとて、今回全面的に切り替えるわけではないということでもありますから、そこは重々御承知おきいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

**○西原好文議長**

井上君。

**○井上敏文議員**

そのシステムは分かりました。今回アプリを入れるというふうなことで、その流れは分かりました。

それと、この説明書の下の方の枠であります、今後の事業スケジュールとあります。業者を選定されて契約というふうな形を取られるんですが、これはアプリ業者はどのような業者なのか、それと、そのアプリ業者は戸別受信機の業者と関連があるのか、随契とかそういうふうになるのか、あるいはほかの業者も入れて一般競争入札というふうなことをされるのか、それと、契約の在り方についてどのようにお考えか、お尋ねします。

**○西原好文議長**

答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

ここは原則として業者選定、契約ということで、原則はやっぱり入札なんだろうというふうに思っております。ただ、先ほど申し上げました茨城県境町のアプリは、大学と共同で開発をされています。今度はそのアプリが陸前高田市でも活用されるというふうに聞いておるんですけども、あえてそういう民間営利企業と契約をしなくても、実際そうやって自治体で活用されている事例があるものですから、我々江北町にとりましても経費の面から、また、

その機能の面から有効であるということであれば、契約方法というものは柔軟に考えていいんじゃないかというふうに思いますけれども、何せまだ予算の承認はいただいていないものですから、今の段階から随契をしますなんてことにはやはり原則としてはならないんじゃないかということで、原則としてのスケジュールをこうやって書かせていただいているんですけども、今申しあげましたように、今回は茨城県の境町さん、実際私もお邪魔して使わせていただいて御説明も聞きましたし、実際導入をされた町長とも意見交換させていただきましたけれども、境町をそういう意味では参考にしたいなというふうに思っております。

ちなみに境町は今申しあげたように、大学と研究者のグループというんですかね、一般社団法人やったんですかね、そういうコンソーシアムというんですか、ちょっと格好よく言うと、そういうものをつくっておられるものですから、そちらと契約をされることで安価に導入をされているということでもありますから、ぜひそこは参考に我々もしたいというふうに思っています。ですから、直接無線関係のいわゆる民間企業とは関係のないところでありますが、当然デジタル化のほうが後になるものですから、その連携というんですか、というものはしっかりできているというふうに確認をさせていただいております。

以上でございます。

#### ○西原好文議長

井上君。

#### ○井上敏文議員

すみません、長くなって申し訳ないんですが、これは切り替えられるので、町民も非常に関心のあることだと思います。どういうふうになるんだろうかということで町民も関心ある中で、私たちが説明をしていかないかということから疑問点をここで聞き、町民の方にアピールしていきたいと思いますが、この戸別受信機の配布、今後のことですが、いつ頃各家庭に配布できるようになるのか、その行程をお知らせ願いたいと思います。

#### ○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中総務課長。

#### ○総務課長（山中晴巳）

新しいデジタル防災行政での戸別受信機の配布の件だと思いますけど、今現在、業者のほうに設計等を委託しておりますので、今あるうちのMCA無線の使用ができなくなる令和4年10月がちょっと期限なんですけど、大体令和4年4月ぐらいには新しいデジタル防災行政

無線での運用を行うという予定で考えておりますので、それまでには配布できるようにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

**○西原好文議長**

山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

先ほど井上議員が切り替えとおっしゃいましたけれども、ですから、先ほどから御説明しておるとおり、切り替えるわけではありません。追加で情報伝達手段としてこうしたアプリも追加をさせていただくということなものですから、戸別受信機から切り替えるわけではありませんので、従来の情報伝達手段の補完またはその選択肢を広げる、また、機能を充実させるというふうに御理解いただいたほうがいいかと思えます。

以上でございます。

**○西原好文議長**

井上君。

**○井上敏文議員**

了解しました。今までの方式と変わらなくスマホで使えるようになったというふうなことです。この無線機が替わるとなれば、どがん替わろうかというふうに町民の方は不安に思われることもあるかと思えます。その辺は戸別受信機が替わることによって町民の方にPR、周知を徹底していただきたいと思えます。

以上で終わります。

**○西原好文議長**

ほかに質疑の方ございませんか。9番 淵上君。

**○淵上正昭議員**

おはようございます。事項別明細書の13ページの区分2、それと区分3のほうをお聞きしたいと思いますけれども、事業説明書の3ページをお開きください。

これは中学校のトイレ改修工事ということで上げておられます。下のほうの図面があります。まず、その図面の中に女子トイレと男子トイレがありますが、今回、女子トイレのほうを改修されるということで、これは女子トイレは和式の横にあと2つあるんですかね、それとも、左側にあるんですか。

それと、今回、女子トイレが4基あるうちの和式3基、洋式1基ということに今現在なっているというふうに書いてありますが、男子のトイレを見れば洋式が3つですかね、和式が1つ。女子の和式が3基というのは、ちょっといろいろ人によっては直接肌に触れたくないからというふうなこともあろうかと思えますけど、和式のほうがいいという子供たちが多いから和式が3基あったのかですね。

それともう一つは、事業説明書の6ページです。これは幼児教育センターのトイレ改修工事になっていますけど、今回便座のカバーをちょっと暖房便座にするということになってまして、改修内容に大人用の温水便座と、これが5基改修をするということになっています。それで、元に戻っていただいて、中学校のところを洋式にする上で、こういった大人用の温水便座がいいというふうに幼児教育センター改修工事理由に書いてありますが、これもそういうふうな温水便座になっているのかなっていないのか、ちょっとそここのほう2点お聞きしたいと思います。

分かりましたかね。意味の分らないですかね。1点は、中学校のトイレがやっぱり洋式ではなくて和式が2つあったほうがいいのかということと、もう一つは、幼児教育センターでされているように、大人用の温かい、そういうふうなものにはされているのかされていなかったのか、これちょっと2点です。

#### ○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。百武こども教育課長。

#### ○こども教育課長（百武一治）

おはようございます。御質問ですけれども、まず、中学校のトイレの改修でございますけど、もともと中学校のトイレにつきましては和式でございました。途中和式を洋式に男女とも1か所ずつ改修をしております。今回、特に女子トイレのほうで洋式の使用者がちょっと列をなすとか、順番待ちで使うような状況でもあるということから、各階1か所、和式であるのを洋式のトイレに改修を行います。改修する洋式については、ウォシュレットはついておりません。

あと幼児教育センターのトイレの改修でございますけれども、ちょっと園長のほうから答弁をいたします。

#### ○西原好文議長

西村幼児教育センター所長。

**○幼児教育センター所長（西村真由美）**

お答えいたします。

うちの幼児教育センターの大人のトイレというのは、なかなか時間がない中でトイレに行かれる先生方が多いので、一応ウォシュレットということで今回要求をさせていただいています。多分、今の質問は、中学校はそれにしないのかという質問だったと思いますけれども、今、教育長課長が言いましたように、中学校のほうはウォシュレットはついていないということでございます。

**○西原好文議長**

淵上君。

**○淵上正昭議員**

そしたら、中学校のトイレの件ですけれども、ちょっと分かりませんが、図面に和式が2つ書いてあるもんですから、これは横側にあるわけですよ。それで、替える内容が、待っている人が多いからということなんですけど、待っているのが嫌で和式でされている方もおられるんじゃないのかなというふうに思いまして、男子トイレみたいに洋式のほうが本当は多かったほうがいいのではなかったかなというふうにちょっと疑問がありましたので、1基ではなくてどうせするんだったらあと1基すればよかったのになという、ちょっとそういう素朴な疑問で質問をさせていただきました。そこは中学生が、いやいや、私たちは和式がまだいいですよということなのか、ただ、並んでいる状況を見てあと1つ増やそうかなというふうに判断をされたのか、ちょっとその辺がよく分かりませんでしたので、子供たちの要望を聞かれたのかどうなのかなというふうに思いまして、質問をいたしました。

**○西原好文議長**

答弁を求めます。百武こども教育課長。

**○こども教育課長（百武一治）**

事業説明書の図面なんですけれども、ちょうど真ん中から女子トイレと男子トイレに分かれております。女子トイレのほうは区分が和式、和式と左側にあります。右側に洋式、和式から洋式となっています。この4基が女子トイレになります。その分で洋式となっていてところの下、太い線でくくった分が今は和式でありますけれども、これを洋式に替えるということでございます。生徒からの要望もあっておりまして、また、コロナの飛沫等で感染する確率もあるということから、今回改修をさせていただくことにしました。

以上です。

**○西原好文議長**

よろしいですか。淵上君。

**○淵上正昭議員**

図面はよく分かりました。ただ、本当は洋式がいいけれども、ちょっと待たんばらんけん、和式でしていますという子供たちが多かったとすれば、1つ増やすよりも2つ増やしたほうがよかったんじゃないのかなというふうにちょっと思いましたので、そういったところを確認されてこういうふうにされたのかなというふうにとちょっと思いましたから、質問をいたしました。いいです。

**○西原好文議長**

ほかに質疑の方ございませんか。7番池田君。

**○池田和幸議員**

ちょっと全般的にどうか、今回、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が事業説明だけ6件ついております。県議会でもいろいろ話題になっていましたけれども、この辺の充当関係についてちょっと御意見を伺いたいと思います。

あと1点は後からすみません。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中政策課長。

**○政策課長（田中盛方）**

お答えをしたいと思います。

臨時交付金を財源とする場合には、基本的には国のほうでいろんな活用例というのがあります。その活用例をまとめた冊子がございます。うちのほうでは基本的にはそういう国の活用事例等を参考にしながら対象になるものということで、その財源を振り分けておりますので、例えば、今回自由通路の設計委託の分についても上がっております。ここについては、あそこの駅の待合室がちょっと過密になるというふうなことで、今回の自由通路の改修に併せて、あそこの待合室的な、要はあそこで待てるようなそういう意味合いを通路に持たせるということを考えておまして、そういうことであれば3密の回避とか、そういうものに該当するだろうということで、今回、この自由通路の分については臨時交付金を一部活用。ですから、その割合等についてはしっかり精査をしながらやっておりますので、一部を活用し

たというふうなことであります。

以上でございます。

**○西原好文議長**

池田君。

**○池田和幸議員**

もしよければ、今回のほかの自治体でも、あと教育委員会との分も聞きたいなと思うんですけれども、かなり大きい金額が出ています。教育委員会は四千何百万円ですかね。それで、そういう形で、かなりいろんなところに充当されているのはよく分かりますけれども——分かりますというか、よく分からないところがあるので、一覧表か何かでできればこちらに告知をしていただけないかなと。やはり町民の皆さんから何に使われているのかなと、今そういう話題が頻繁に私も聞かれます。うちはちゃんとこういうふうにしていますよと言いながらも、自分自身ははっきり分かっていないところもありますので、うちの町としては、今課長が言われたような、これはこういう形、例えば、自由通路はこういう目的でされているというような形のことの説明書を頂ければ助かりますけど、いかがですかね。

**○西原好文議長**

答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

池田議員から先ほど御依頼いただきました資料については準備をいたしましてお配りをしたいというふうに思います。

先ほど話題にされておりましたほかの自治体の件については、私どもでとやかく言うことではありませんけれども、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のための事業、例えば、こういうつい立てを作ったりということもありますし、事業をやることが新型コロナウイルスの感染拡大防止にも資するということもあるんだろうというふうに思います。ですから、そこはどこまでが活用できる事業なのかというのは、先ほど政策課長が答弁いたしましたように、ほかの自治体の事例等を参考にしながら、私どもなりに、言ってみれば、何と言うたらいいんですかね、事業のその関連性というんですかね、それは整理をさせていただいているものですから、そこはお配りをしたいというふうに思いますので、少しお時間いただきたいと思います。

以上でございます。

**○西原好文議長**

池田君。

**○池田和幸議員**

分かりました。ちなみに、先ほど自由通路を言われましたが、これは土木費で産業常任委員会のほうに行くわけですね。ちょっとお聞きしたいと思います。

この財源が今言われたコロナの感染症と、もう一つが、ふるさと応援基金繰入れという形で書いてあります。これは条例で寄附者の意向を反映するための事業というのが第2条に書かれてありますけれども、この中のどの部分で採用されているのか、お聞きしたいと思います。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中政策課長。

**○政策課長（田中盛方）**

御質問にお答えをしたいと思います。

自由通路の改修につきましては、これだけではなくて大きく駅を活用したまちづくりの中の一つとして実施をするものでありまして、これについては、ふるさと応援の項目については御存じのとおり、7項目ぐらいやったかな、何項目かあります。その中の生活環境の部分、ちょっとこの分についてはもう一度確認をいたします。その財源ということでございます。

**○西原好文議長**

答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

ふるさと応援基金の用途につきましては、池田議員御指摘のとおり、寄附者の方の意向に沿ってということで、一応分野で分けられておりますし、基金そのものは全部一緒なんですけれども、要は財源をどう充てるかというときにどの分野としてということで充てさせていただいております。先ほどのコロナの臨時交付金と少し同じようなところがありまして、先ほど政策課長は今のところ生活環境改善の分野で取りたいということでしたけれども、場合によっては産業振興ということもあるんじゃないかなというふうに思ったりしております。ですから、有効な財源なものですから、ほかの事業との兼ね合いがありまして、これはやっぱりこの分野以外では充てられないだろうというものを充てさせていただいた上で、そういうふうな幾つかの分野にまたがるものについては、どれか選択をさせていただくということ

でありますもんですから、今回はふるさと応援基金からということで御理解をいただければと思います。

以上でございます。

**○西原好文議長**

池田君。

**○池田和幸議員**

課長、第2条は5つあります。7つじゃありませんので。それで、なぜこれを質問したかといいますと、町政懇談会で町長のほうから駅名の関係のときに説明があつて、5番目の、その他の目的達成のために町長が必要と認めるということをやちょっと言われたわけですね。だから、ちょっとそれがあつたもので、その辺の確認で、これもそういうのかなとちょっと私なりに思いましたので、確認で質問しました。

**○西原好文議長**

答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

いわゆる町長一任事業というのがあるわけですが、もしほかのいずれの分野にも該当しなければ、それは一任事業の中でも使わせていただくということになりますけれども、よく考えてみると、どれの分野でしたとしても、やはり町としての一定の考え方でさせていただくもんですから、町政懇談会の際には具体的にあのときどの分野でというところまでを想定していなかったもんですから、いずれにしても町長一任事業ででもという意味で申し上げたもんですから、最終的にはどの分野からとして使うかということはこれから決めさせていただきたいと思います。

以上でございます。

**○西原好文議長**

池田君。

**○池田和幸議員**

もしよければこういう寄附金を使われたときには何か、例えば、新年の挨拶じゃないですけども、所信表明じゃないですが、そういう広報誌なんかでも多分されていると思いますけれども、ぜひまた入れていただきたいと思います。

**○西原好文議長**

答弁を求めます。田中政策課長。

**○政策課長（田中盛方）**

お答えをしたいと思います。

例年ですけれども、広報等で決算状況等の公表をしております。その中でも応援寄附金の使い方等については、公表をしているところであります。

**○西原好文議長**

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑の方ございませんか。1番石津君。

**○石津圭太議員**

先ほどの瀧上議員の江北中学校トイレ改修工事についての質問に追加してなんですけれども、中学校トイレ改修工事はグラウンドにあるトイレは入っていないんですかね。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。百武こども教育課長。

**○こども教育課長（百武一治）**

今回の補正は、教室棟の4階までの各階の女子トイレを1基ずつ改修するものでございます。屋外の方は入っておりません。

**○西原好文議長**

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑の方ございませんか。9番瀧上君。

**○瀧上正昭議員**

事項別明細書の29ページの消火栓設置工事負担金でちょっとお伺いいたします。

この設置工事については、新たに設置をされるのか、それとも、水道管工事の更新に伴ってされるのか、何個されるのか、それと場所が分かれば教えていただきたいというふうに思います。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中総務課長。

**○総務課長（山中晴巳）**

そしたら、質問にお答えします。

事項別明細の29ページのほうに、消防施設整備事業で負担金及び補助金の中で消火栓設置

工事負担金157万5千円ということで今回補正をお願いしております。この分につきましては、町道畑川～南郷線の水道管の移設に伴う移設工事になります。場所については、ちょっと今資料を持ちませんが、2か所ということで西部水道組合のほうからは聞いております。あと場所については、後で報告をしたいというふうに思います。

**○西原好文議長**

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑の方ございませんか。5番坂井君。

**○坂井正隆議員**

今の関連でございしますが、消火栓の設置ということですが、この前、日の出で火災がありました。あのときは放送を聞いて私たちはすぐため池の水を落としに行ったわけですが、この消火栓からの水ですね、水道料といたしますか、これはどういうふうになっておるでしょうかね。

**○西原好文議長**

坂井議員、火災のときの水道料ということですかね。

**○坂井正隆議員**

いえ、全体的に消火栓から火災に使ったときはどういうふうな水道料としての負担があるのかですね。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中総務課長。

**○総務課長（山中晴巳）**

今、坂井議員のほうから火災等で消火栓から水を使った場合の料金の件の質問でありますけど、ちょっと調べてすぐ回答したいというふうに思います。（「水道課は分かん」と呼ぶ者あり）

**○西原好文議長**

ほかに質疑の方ございませんか。（発言する者あり）

そしたら、答弁を待つ間暫時休憩したいと思います。

午前10時2分 休憩

午前10時4分 再開

**○西原好文議長**

再開いたします。

答弁を求めます。山中総務課長。

**○総務課長（山中晴巳）**

すみません、先ほど坂井議員のほうから質問がありました消火栓から火災時に水を使った場合の水道料についてはどうなっておるのかという御質問ですけど、先ほど西部広域水道企業団のほうに確認をしましたが、水道料自体は発生をしないということであります。

それから、消防団が点検等で消火栓を使う場合についても水道料は発生しませんけど、事前の連絡をしてどのくらい使うかということの報告をお願いしているということであります。

それから、淵上議員のほうから消火栓設置工事の移設場所ですけど、2か所と言いましたけど、イワフチの前の2か所ということであります。

以上です。

**○西原好文議長**

坂井議員よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

**○西原好文議長**

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○西原好文議長**

異議なしと認めます。よって、議案第65号は常任委員会に付託することに決しました。

**日程第8 議案第66号**

**○西原好文議長**

日程第8．議案第66号 令和2年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

**○西原好文議長**

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第

36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

異議なしと認めます。よって、議案第66号は常任委員会に付託することに決しました。

**日程第9 議案第67号**

**○西原好文議長**

日程第9. 議案第67号 令和2年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

異議なしと認めます。よって、議案第67号は常任委員会に付託することに決しました。

**日程第10 議案第68号**

**○西原好文議長**

日程第10. 議案第68号 令和2年度江北町下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

異議なしと認めます。よって、議案第68号は常任委員会に付託することに決しました。

**日程第11 議案第69号**

○西原好文議長

日程第11. 議案第69号 令和2年度江北町一般会計補正予算(第11号)を議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第69号は常任委員会に付託することに決しました。

しばらく休憩します。

午前10時7分 休憩

午前10時15分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

休憩中に各常任委員会に付託する分の案が決まりましたので、局長より報告させます。平川議会局長。

○議会事務局長(平川智敏)

それでは、今期定例会、各常任委員会への付託議件の案について報告いたします。

○総務常任委員会付託分

議案第59号 議案第60号 議案第64号

議案第65号 歳入全部と歳出のうち 款2 総務費 (ただし項1 総務管理費 目10新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業のうち区分1 江北町「元気復活応援金」事業を除く) 款3 民生費 款4 衛生費のうち項1 保健衛生費 款9 消防費 款10 教育費

議案第66号 議案第67号 議案第69号

○産業常任委員会付託分

議案第61号 議案第62号 議案第63号

議案第65号 歳出のうち 款2 総務費 項1 総務管理費 目10新型コロナウイルス感染

症緊急経済対策事業のうち区分1 江北町「元気復活応援金」事業 款4 衛生費のうち項2  
清掃費 款6 農林水産業費 款7 商工費 款8 土木費

議案第68号

以上でございます。

○西原好文議長

以上のとおり付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、以上のとおり付託することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

午前10時17分 散会